

# 黒松内町の今夏及び今後の節電対策の基本方針について

## 1 基本的考え方

今夏における電力の全国レベルでの安定供給確保に向けて、国、北海道及び北海道電力から示された要請に基づき、黒松内町としても町公共施設における節電対策に取り組むとともに、住民及び事業者等に対し、広く節電の取組を呼びかけていく。

なお、本町の公共施設における節電対策は、地球温暖化防止計画の取組等においても既に実施していることから、今夏のみとせず継続的に実施する。

## 2 期間（今夏の強化期間）

黒松内町公共施設は、次の期間を強化期間に定め、節電対策に取り組する。

期間 平成27年7月1日（水）から9月30日（水）まで  
節電時間帯 午前9時から午後8時まで

## 3 対象施設

- ・黒松内町（役場庁舎、各出先施設）
- ・黒松内町教育委員会、小中学校
- ・岩内・寿都地方消防組合黒松内支署  
など 別紙「黒松内町公共施設節電実施施設一覧」のとおり

## 4 取組内容

- ・節電時間帯（一部の取組は、勤務時間等との整合性を図るため、上記2で定める節電時間帯と異なる場合もある）における不要な電気機器・照明の使用削減を基本に取組を実施する。
- ・対象施設は、基本方針にある取組例を基に取組し、また、施設に合った独自の取組を加え実施していく。

区 分	取 組 例
施設ごとの取組	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■事務室照明⇒時間を定めて、一斉に消・減灯 (12:00～13:00の消灯、晴天時の11:00～14:00を現状の1/4程度を減灯など)</li><li>■廊下・共有スペース照明⇒時間を定めて、一斉に減灯 (8:45～12:00、13:00～17:30の時間、現状の1/3程度を減灯 など)</li><li>■エレベータ⇒使用回数の削減 (8:45～12:00、13:00～17:30の時間、歩行困難者を除き使用を制限)</li><li>■電気製品⇒使用方法の見直し (8:45～12:00、13:00～17:30の時間、電気ポットの使用を控える 冷蔵庫及びエアコンの冷房段階を弱める など)</li><li>■OA機器⇒待機電力の削減 (昼休み時間中、パソコンの主電源オフ又は電源タップ（スイッチ付）のオフ など)</li><li>■施設外照明⇒駐車場等の施設外にある照明施設の使用時間の見直し (タイマー型照明施設 7月 19:30～21:00、8月 19:00～21:00、9月 18:30～21:00を使用時間の基本にする)</li><li>■玄関自動ドア⇒二重自動ドアの内側使用を禁止 (7月・8月（風の強い日等を除く）は、内側の自動ドアをオフにする)</li></ul>

	<p>【独自事項】</p> <p>■施設独自の取組⇒各施設の提案による取組可能な独自の取組を行い使用電力を削減</p>
職員行動	<p>■次の取組などについて、職員の創意工夫により実施</p> <p><input type="checkbox"/>OA機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離席時におけるパソコンのスリープモード化</li> <li>・退庁時におけるパソコン及びプリンターの主電源のオフ など</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>職場環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未使用スペースの照明消灯の徹底</li> <li>・換気のため窓際付近の書類等の整理 など</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>周知徹底・情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内放送及びメールを活用した節電の呼びかけの強化 など</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ鏡照明、温水便座の使用を控える など</li> </ul>
住民啓発	<p>■次の取組を通じて、住民及び事業者等の節電対策の取組を促す</p> <p><input type="checkbox"/>防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節電対策期間は1週間に1回程度、防災無線放送にて節電意識の高揚を図る。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>各戸配付等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町各戸配付チラシ及び対象施設での表示、北電等から送付されるポスターやリーフレットの配置を通じて、節電の必要性の理解、節電意識の高揚を図る。</li> </ul>

## 5 目標（町公共施設のみ）

平成22年の7月から9月における使用電力量に対し、8%以上の削減を目指して取り組むものとする。

なお、実績は企画環境課において、対象施設の期間内（北電の検針期間）の使用電力量において把握する。